

## 議会運営委員会記録

招集(開催)年月日	令和2年12月3日(木)	
招集(開催)場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、杉村宏副委員長、橋本恒委員、寺垣智章委員	
欠席議員	なし	
議長等の出席	足立義明議長、柳正敏副議長	
職務出席者	鈴木浩次議会事務局長	
傍聴者	なし	
開会	午後3時25分(全員協議会終了後)	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
<b>協議の経過</b>		
日程	発言者	内容
1. 開会	田中委員長	ただいまから、議会運営委員会を開会する。 議長、あいさつをお願いする。
2. あいさつ	足立議長	省略して進めてほしい。
3. 審査事項 (1)	田中臨時委員長	協議事項に入る。 意見交換会と公費負担についてだ。 これから行う町民との意見交換会に関わって、その際の公費負担の考え方について、結論を出したい。 昨日、議長からも問題提起があった。議論する上で整理したものを、局長に口頭で報告してもらう。
	鈴木議会事務局長	議員が公務として活動すれば、当然に費用弁償が発生する。 このたびの意見交換会を、議会の活動の中でどういう位置づけで行うか確認させていただいて、費用弁償が発生するかどうか判断する必要がある。 これまで、町民との意見交換会という形のものは、各常任委員会でテーマを設けて関係団体の方と意見交換してきている。その場合、「常任委員会」という正式な会議ではなくて、任意の会議として住民に来てもらって意見交換していた。そこには費用弁償は発生していないかった。公務ではないということで、出席の強要はできないけれど、なるべく出席していただく運用をしてきていると思っている。 今回、議会活動の在り方検討特別委員会で町民と意見交換することになっているが、常任委員会の意見交換と同じような形で行うことになるのか確認させていただきたい。 これを公務として位置付けるとすると、例えば特別委員会を開催することになり、その場に議員以外の方に出席してもらうとなると、執行部に説明を求める場合は執行部に対して説明員を出席要求することになるが、執行部ではない方には出席してもらうためには、「参考人」とか「公聴会」とかの形をとることになる。この時、参考人の方や公聴会で発言される方に費用弁償する必要が出てくる。そこを、今回の意見交換会でどう考えるかということ

		<p>になると思う。</p> <p>他の自治体議会でも住民との話し合いの機会を持つ例がある。議会報告会とか、意見交換会のようなもので、議会基本条例などを設けて、議会報告会をすると住民との意見交換会をするということをその条例に規定することで公務性を持たせている。この場合、住民側が議会に対して話し合いを申し込んで、そこに議員が出席する形で、議員派遣の手続きをして法律的にも公務として費用弁償が発生することになる。</p> <p>東部地区の議会では、岩美町を除いて町内移動に交通費などの費用弁償が発生しない規定になっているので、議員派遣をしても実際の支出を伴わない形になっている。</p> <p>議会が主催して広く町民に参加を呼び掛けける議会報告会のような場合は、やはり公務として議員派遣をして、旅費が支給される規定であれば議員には支給するけれども、住民には支給していない。執行部でも住民との意見交換などをすることがあるが、その時に参加された住民に交通費を支給していないので、それと同じ考え方だと思う。</p> <p>町の行政懇談会の場合は、各自治会が主催して、町執行部に対して町政の説明を求めることがある。</p> <p>今後、議会活動の在り方検討特別委員会で町民との話し合いを持つときに、グループで議会の話を聴きたいとか、住民の声を聞いてほしいということで、議会に対して申し込みをしてもらって、そこに議員が行くことであれば、議員派遣をして費用弁償するという考え方もできると思う。</p> <p>議論の参考にしていただきたい。</p>
	田中委員長	<p>局長の報告の冒頭にあった意見交換会の位置付けをどうするかということだ。議員派遣するのか、費用弁償するような位置づけにするのか、きのう議長が言われたように、それをするかしないかによって議員に対する拘束性の有無が異なる。</p> <p>私の考えは、費用弁償の対象にしない。拘束性の問題については、強制力はないけれど委員会の重要な活動として出席も含めて協力をお願いすることである。ほかの例にもあるように、出席される町民の方に交通費を払うとか払わないということの問題にしないための方便もある。仮にそうするとすれば、落着できるよね。初めは単純にそう思っていた。</p> <p>以前に、議員や職員にはお金が出ているのに、出席した町民には出でていないという意見があったことがある。そういうことにしないためにも、先ほど言ったような対応が良いのではないか。</p>
	寺垣委員	良いと思う。
	橋本委員	費用弁償のことがなければ、これは当然に公務だと思う。公務性を持ちながら費用弁償が発生しない方法はないのか。それができれば、公務として議員として出向いていくのは当然だと思う。例えば、あってはならないがそこで事故があれば、それは公務災害として認められるべきだ。強制性があって参加するのであれば

		公務ではないかと思う。
	柳副議長	私は基本的に、議員が動けばそれは公務だという考えがある。今回、特定の事件について結論を導き出すための特別委員会の仕事であって、けれども担当常任委員会で開催する意見交換会も実は調査研究事項であって、それでも今まで住民との意見交換という枠の中で、公務とみなさず委員会協議会的な部分で扱ってきたと思う。確かに実質公務だという気持ちはあるが、今回の件も委員長が言われるようにするべきだと思う。
	田中委員長	このたびの活動実態調査に当てはめれば、その対象になることは間違いない。町民が見てもそう思うだろう。
	足立議長	橋本委員が言われるように、想定していないことが起きた場合に、皆がそれで納得できるなら、私はそれでいいと思う。事故があつたときに事務局も困ると思うし、皆がよければそれでいい。本当にいいかということを、議長としてはきちんと聞いておきたい。特別委員会としてやるのだろう。
	田中委員長	そうだ。呼ばれる場合でも、こちらから声を掛ける場合でも、それは特別委員会として行うことには変わりはない。
	足立議長	議会側のことは、我々で解決すればいいが、例えば住民に中央公民館に出てきてくれと言っておいて、交通費を見なくともいいのか。
	田中委員長	私は、いいと思う。
	足立議長	いいのであれば。
	田中委員長	両方がもらわないのだからいいという単純な考えだ。
	足立議長	日々の特別委員会等は交通費が出ているだろう。何が違うのか。
	田中委員長	住民との関係が違う。
	足立議長	議会としての行動だ。特別委員会として動くのに、交通費が出るときと出ないときと、どう整理するのか。
	柳副議長	遡ると、常任委員会と委員会協議会などが出てくる。その先例に合わせようという単純な発想であった。今後、検討課題に挙げていく一つの問題かも知れない。常任委員会の意見交換会のような考え方で、同じ仕組みでやろうという安易な判断であった。
	足立議長	公務災害に当たるようなことが起きた場合は、どうなるか。
	鈴木議会事務局長	公務災害の認定は、ケースバイケースという形になると思うが、公務とする場合は、議員派遣の手続きなり正式な特別委員会開催の手続きなりが必要だと思っている。
	足立議長	この意見交換会を正式な特別委員会としなかったら、公務災害にならないのだな。役場に出てくる際に交通事故に遭ったとか、交通事故を起こしたとか。
	鈴木議会事務局長	公務災害に認定されない可能性が高いと思う。
	足立議長	その辺を、それでいいということを確認したい。
	田中委員長	私としては、そのつもりでいる。 逆に考えて、公務とすれば費用弁償の対象になるが、その時に費用弁償を返上することはできるのか。

	鈴木議会事務局長	返上はできない。
	田中委員長	そういう縛りがあるから、我々は交通費をいただいて住民には交通費が出ないということになるので、始めからいただかなければ条件にするしかないと思う。その場合は、議長が言われるように公務災害の対象にならないということになる。その覚悟でやることだ。
	足立議長	皆さん、それでいいのか。
	田中委員長	私はそれでいい。
	杉村委員	岩美町議会を代表する議長の立場で、何かあったときは全責任を負う覚悟という姿勢から、なかなか判断が難しい話だと聞かせていただいている。原則は、議長や橋本委員が言われるよう、当然に公務としての会議を開いて、事故時の補償も当然にあるし、議員は費用弁償をいただいて、参加いただいた町民にはないということになる。ただ、田中委員長や柳副議長が言われるように、この意見交換会を特別委員会が行う中で、委員にとってはこれまでの経緯もあって、参加は強制できないけれども、委員としては当然に参加すべき責務が心情的にあるだろうということで、仮に事故時に保証がなかったとしても、自らが責任を負って参加いただき、住民にも無償で参加いただくということだ。そういうリスクを負っていただいた上で意見交換会を開催したいということだと思う。
	足立議長	この件だけに限らず、これからは、これに類するような活動をする場合も同様に判断せざるを得ない。
	田中委員長	私は、そのつもりで発言している。
	杉村委員	この意見交換会も1回に限らないということなので、今回の判断で今後もそのやり方でやろうということになると思う。 じゃ、お前はどうなのかと聞かれれば、議長には心配の面もあると思うが、心情的にはやはり、実質強制的な形にはなるけれど、正式な公務でない扱いの形で開催しても致し方ない部分もあるのではないかという気持ちだ。 議長が心配されている部分を、議会全体が連帯して負おうではないかという気持ちだ。
	田中委員長	住民感情を考慮するとそういう判断に落ち着くのではないかと考える。
	足立議長	私は、議会人に交通費が出るのであれば、出席いただいた住民にもという部分がある。今までそうだったと言われればそうかもしれないが、これが前例になる。
	田中委員長	今までではそういうふうにやっていたが、今回は、半ばルール化することになるので心配されていると思う。
	柳副議長	先例、慣例を踏襲したということにして、議会活動の在り方に関わっているので、どこかで一回議論したほうがいい。私は、これは実質公務だと思っている。
	田中委員長	誰もそう思っている。
	足立議長	それならばなおさらだ。こういう場でないところで、皆さん

		普段言っている。
	柳副議長	常任委員会開催の意見交換会にあっては、協議会的な扱いで公務ではない任意という形で出席しているので、たまたまそれを踏襲してしまった。今回もそれに追随するものと思っていた。
	足立議長	議長と局長でいろんな判断をしないといけない部分がある。こういう部分についても、良いか悪いかは別として判断させてもらう。よろしいか。
	田中委員長	私は、それでいい。
	足立議長	議運の中での意見は分かった。ほかの議員にも聞く場を持とう。
	田中委員長	住民も加えた組織を作つて協議するような場面では、もちろん異なってくる。今までやつてきた住民団体との意見交換会とか、今回の意見交換会の形の場合は、今議論しているような枠組みでやってもらえばいいと思う。
	橋本委員	私は公務性があると思って・・・
	田中委員長	公務は公務だ。
	足立議長	公務ではないだろう。
	田中委員長	実質公務だが公務の扱いにしないということだ。
	橋本委員	決定に従う。昨日も杉村委員が言われたけれど、費用弁償とか旅費については議論が継続中で成案が出ていないと思っている。それも含めて在り方を今後の議論にしたい。
	田中委員長	今後の検討課題の中にあるので、必要ならば他の制度を整理することもあるかもしれない。公務なのに公務扱いしないということにならないように制度をスッキリさせる必要が出てくるかもしれない。その時の検討の中でやりたい。
	橋本委員	直近の意見交換会については、委員長に従う。
	田中委員長	それでは、そういうことでよろしいか。
	皆	はい。
4. その他	田中委員長	4のその他に入る。議長。
	足立議長	委員の中には、もう少し議会の公開する頻度を高めてくれという意見もたびたび出ている。この2年間を振り返っても、私の感覚では、議会の公開の部分では、スピード感は皆さんの中には満足できないかもしれないが、頻度が少しずつ高まっていると思う。あえて杉村委員には言わせてもらう。議員が発言する機会も増えてきていると思う。少しずつだけれど、いろいろな意見が出る環境になりつつあると感じている。議員の中には、議会の公開のスピードをもっと速めてくれという意見もある。今後の機会があるごとに、協議する場を持ってほしい。
	田中委員長	特別委員会の検討課題が、そういうものも含めてまだ残っている。私個人の思いは、早く進めたいし早いに越したことはないけれど、改革は、最終的には議会の質の向上、議員の質の向上につながらなければいけないし、それがなければ町民にとっては物足りなさが残る話だと思う。そこが一番本質的な問題だ。そのためには、踏むべきことを踏んで進んでいかないと、そこにつながら

		ないと思う。かつての議会改革は器を作ったり、仕組みを作ったりしたけど、形はいろいろやってみたけど、資質の向上、力の向上にはならなかつたという個人的な思いがある。そこにつながる取組を重視したいということが根っこにある。テンポの問題などいろいろあると思うけれど、残る2年足らずの中で、できるだけ改革が一人一人の、そして議会全体の力の向上につながるようにということを念頭に置いて取り組んでいきたい。
	足立議長	よろしくお願ひする。
5. 閉会	田中委員長	以上で、議会運営委員会を閉会する。
		午後3時58分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会

議会運営委員会委員長

田中克美